

高砂市一般廃棄物処理基本計画 『概要版』

～パートナーシップで築く循環型のまち 高砂～
～公共用水域の水質保全による快適な生活環境の確保～

平成 2 8 年 3 月

高 砂 市

1. 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づく高砂市における一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本市では、平成 23 年度に「高砂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成 24 年 10 月から紙類・布類の分別収集を一部地域で実施、平成 25 年 10 月からは全市域において実施するなど、ごみ減量化・再資源化の取り組みを推進しております。また、平成 8 年度に策定した高砂市一般廃棄物処理基本計画の中で「生活排水処理基本計画」を策定しており、ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行ってきました。

近年、国においては、ごみに関して新たな計画や指針が打ち出されており、また、東播臨海広域市町村圏（本市、加古川市、稲美町、播磨町）でのごみ処理広域化に向け、取り組みを進めています。

この度策定する高砂市一般廃棄物処理基本計画は、このような背景を踏まえつつ、本市の関連計画との整合性を計り、一般廃棄物処理に関する方策や施策等について、総合的かつ中・長期的に促進するための基本方針を定めるものです。

2. 計画の期間

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 25 年 6 月）に基づき、平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 年間を計画期間とし、概ね 5 年ごとに見直すこととします。また、計画策定の前提となっている法体系及び社会情勢等に大きな変化があった場合においては、必要に応じて見直しを行うこととします。

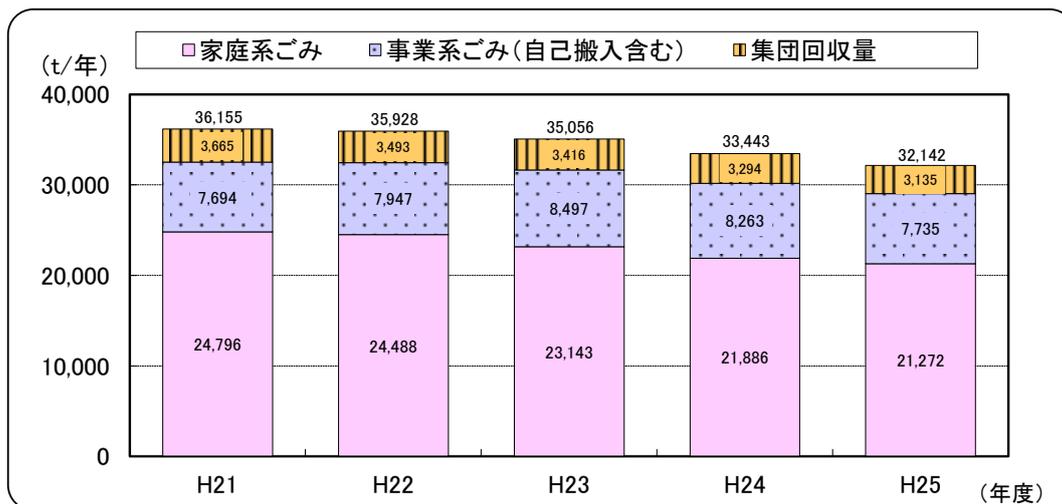


可燃ごみ量の目標量
: 26,500t/年



3. ごみ処理の概要

ごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ（自己搬入含む）＋集団回収量）については減少傾向にあり、平成 25 年度は、平成 21 年度から約 11%（約 4,000 t/年）減少しています。



※資料: 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図 1. ごみ排出量

4. 焼却量

本市の過去 5 年間の焼却量を図 2 に示します。

年間の焼却量は減少傾向にあり、平成 25 年度は、平成 21 年度から約 12%（3,600 t/年）減少しています。

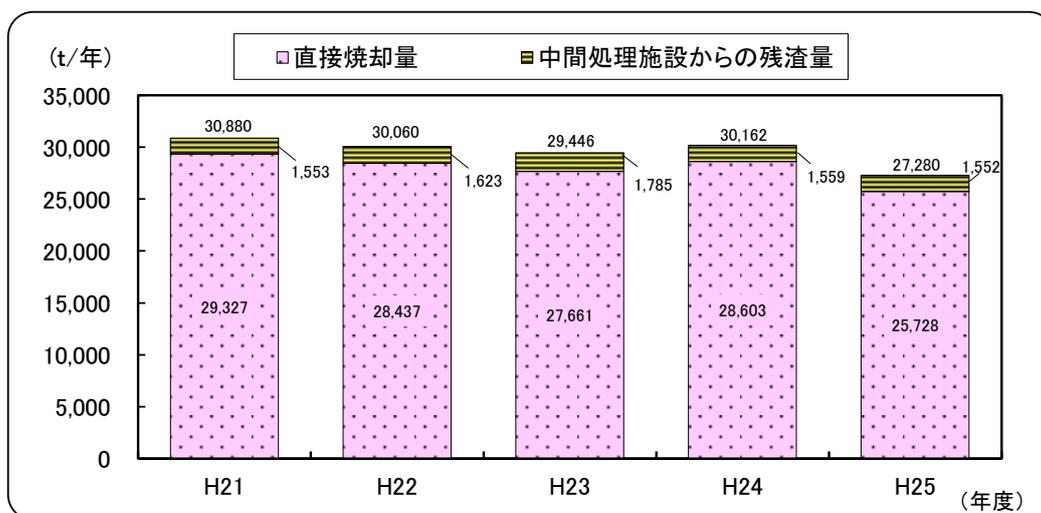
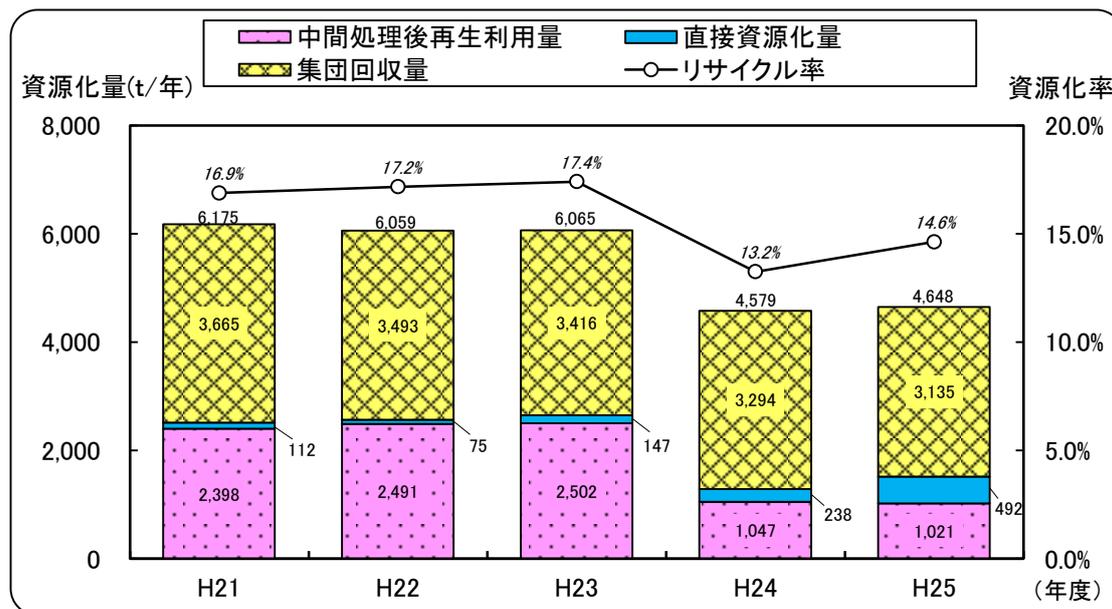


図 2. 焼却量の実績

5. 資源化の実績

本市の過去5年間の資源化量及びリサイクル率を図3に示します。

ごみ焼却施設から排出される溶融スラグの再利用を平成23年度で中止したため、平成24年度以降は、ごみ焼却施設からの資源化量が減少し、それにもないリサイクル率が減少しています。平成25年度は、平成24年度よりやや増加しています。



※リサイクル率: 資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)

/(ごみ処理量+集団回収量) × 100

(ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量)

図3. 高砂市のリサイクル率

6. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理システム評価を図4に示します。

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省)に基づき、本市のごみ処理システムを評価しました。比較対象は、①兵庫県の市町(40市町)及び②産業構造等の似通った全国の類似市町村(28市)としました。

なお、評価に当たっては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」の最新版(平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果)を用いています。

【人口1人1日当たりごみ総排出量】（1人1日当たりのごみ排出量）

兵庫県の市町の平均及び類似市町村の平均とほぼ同程度となっています。今後も継続して減量化を進める必要があります。

【廃棄物からの資源回収率（RDF除く）】

本市ではプラスチック類を焼却している等の理由により、兵庫県の市町及び類似市町村と比較すると、偏差値が低い（廃棄物からの資源回収率が低い）状況にあります。今後は現在収集を行っている品目の分別徹底を図り、資源化を推進する必要があります。

【廃棄物のうち最終処分される割合】

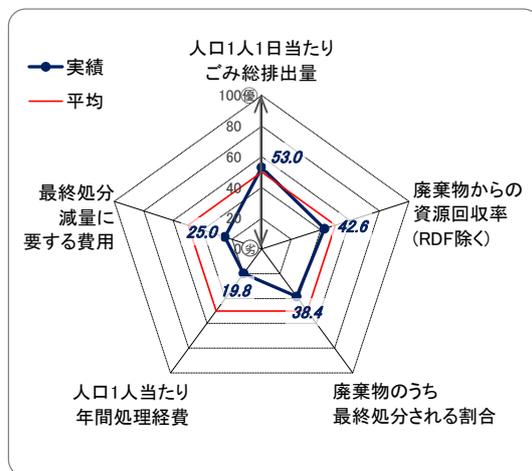
本市では溶融スラグの最終処分を行ったことから、兵庫県の市町及び類似市町村と比較して、偏差値が低い（廃棄物のうち最終処分される割合が高い）状況にあります。今後、最終処分量の削減を図る必要があります。

【人口1人当たり年間処理経費】

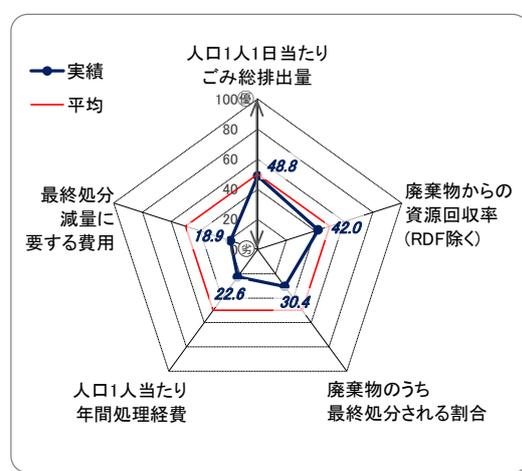
兵庫県の市町及び類似市町村と比較して、偏差値が著しく低い（人口1人当たり年間処理経費が高い）状況にあります。今後、経費節減に努める必要があります。

【最終処分減量に要する費用】

兵庫県の市町及び類似市町村と比較して、偏差値が著しく低い（最終処分減量に要する費用が高い）状況にあります。今後、最終処分の減量に関わる中間処理費の節減に努める必要があります。



(①兵庫県の市町との比較)



(②類似市町村との比較)

図 4. 本市の評価・分析

7. ごみ処理基本計画

7.1. 基本理念

上位計画「第4次高砂市総合計画」の将来像として、「～郷土に学び 未来を拓く～生活文化都市 高砂」を掲げており、環境については「自然と共生し、生活・都市基盤の充実に努め、地球環境にも配慮した、将来にわたり住みたいまちづくり」を推進しています。

これを踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

パートナーシップで築く循環型のまち 高砂

7.2. 基本方針

本市では、平成24年3月に策定した「高砂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「5Rの推進」を掲げ、ごみの減量化・再資源化・再利用を推進してきました。

本計画では、次の段階として、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）に重点を置いて取り組むこととします。

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」においても、2Rの取り組みがより進む社会経済システムの構築が基本的方向として示されており、また、兵庫県の「兵庫県廃棄物処理計画」においてはリサイクルを含めた3Rを推進していることから、本市の基本方針を以下のとおり定めます。

<3Rの推進>

Reduce（リデュース：発生抑制）

Reuse（リユース：再使用）

Recycle（リサイクル：再生利用）

特に重点を置いて取り組む

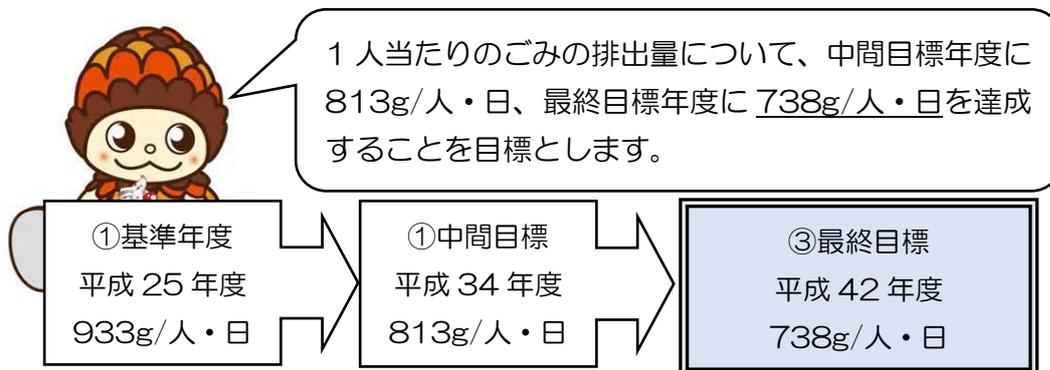


7.3. 可燃ごみ焼却量の目標



※平成 34 年度【中間目標】は、広域ごみ処理施設における高砂市の可燃ごみ排出(焼却)目標量で、可燃ごみには不燃・粗大ごみ処理施設からの処理残渣含む。(東播臨海広域市町村圏におけるごみ処理施設整備基本計画による。)

7.4. 1人1日当たりのごみ排出量の目標



※家庭系ごみは集団回収量を含む

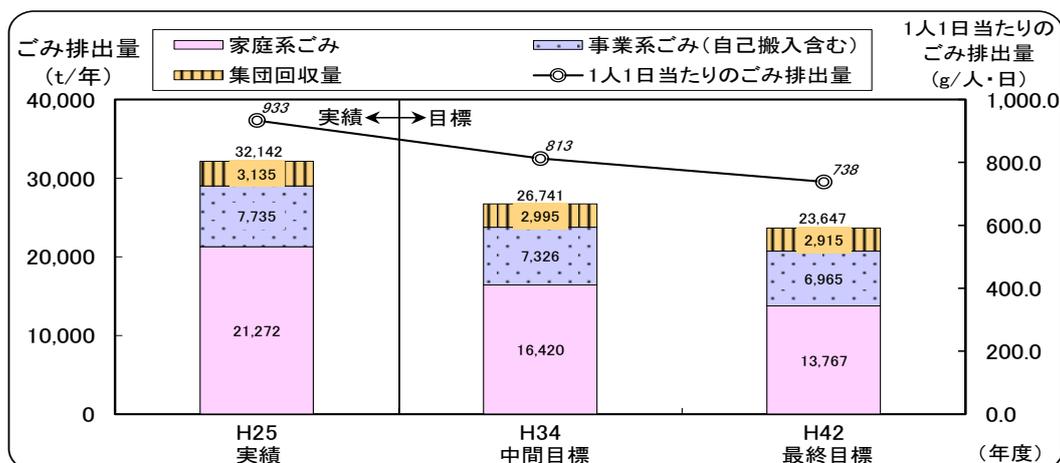
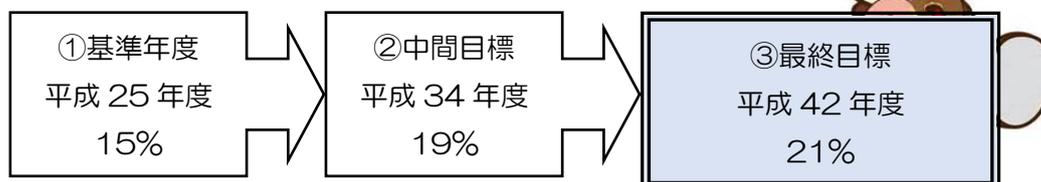


図 5. 1人1日当たりのごみ排出量の目標

7.5. リサイクル率の目標

リサイクル率について、中間目標年度に 19%、最終目標年度に 21%の達成を目指します。



※リサイクル率: 資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)

/ (ごみ処理量+集団回収量) × 100

(ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量)

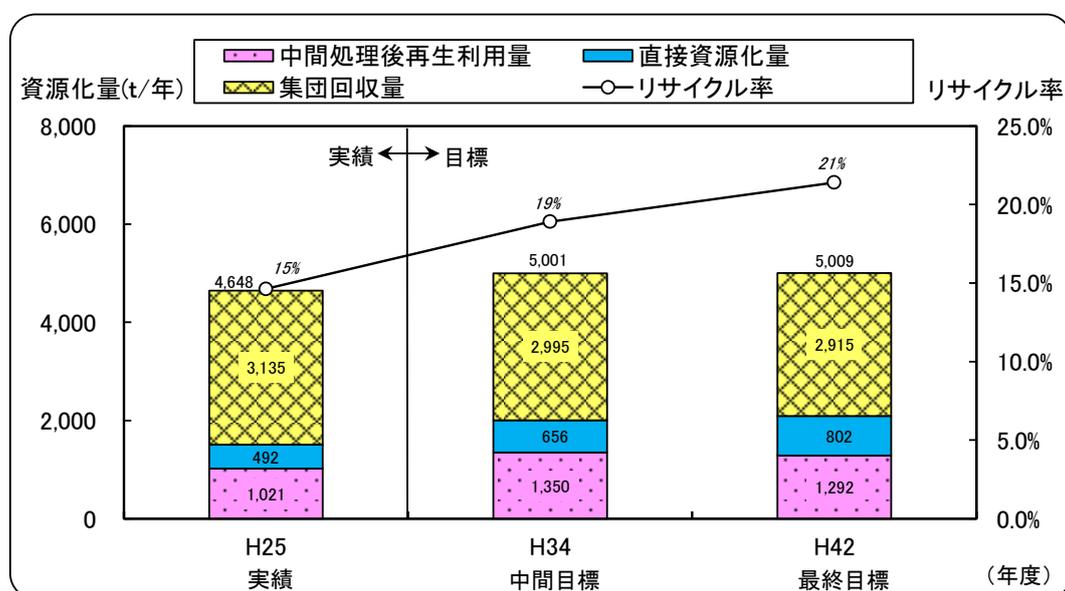


図 6. リサイクル率の目標



8. 目標達成に向けた方策

ごみの排出の抑制・減量化のための方策

- 環境教育
- 生ごみの減量化
- コンポスの普及
- 電動式生ごみ処理機購入購入費助成
- マイバッグ等の推進
- 学校等公共施設の給食等残飯の堆肥化
- 事業者への啓発

ごみの分別・資源化のための方策

- 集団回収活動への支援
- 紙類・布類の分別徹底
- 事業者のごみ減量計画
- 小型家電リサイクル制度導入の検討
- 店頭回収の促進
- 拠点回収の検討
- 剪定枝等の資源化

その他の方策

- ごみ処理情報の公開
- ごみ処理有料化の検討



8.1. 目標達成に向けた具体的方策

(1) ごみの排出の抑制・減量化のための方策

「平成42年度において1人1日当たりのごみ排出量738g/人・日」の達成に向け、以下の施策に取り組みます。

施策1 環境教育

市の役割	本市では、小学生等を対象にごみ処理施設（美化センター）の見学やダンボールコンポストによる給食ごみの堆肥化、ごみ減量化・再資源化ポスターの募集等の環境教育や企業（市内・県内）等と協力し、「エコ教室」を実施しています。 また、リサイクル啓発講座等の講座を開催しており、今後も継続して啓発を行います。
------	--



～市民・事業者の役割～

市民 ・市が開催するリサイクル啓発講座等に積極的に参加しましょう。

事業者 ・「エコ教室」を開催し、循環型社会の形成に貢献しましょう。

施策2 生ごみの減量化

市の役割	広報、ホームページ、街頭啓発、出前講座等により生ごみの水切りや食品ロスの削減を推進します。 また、飲食店等の事業者に対して食品ロスの削減に繋がるメニュー設定や食べ残しの持ち帰り等の対応について啓発を行い、「たかさご食べきり運動」の周知を図ります。
------	--



～市民・事業者の役割～

市民 ・生ごみの水切りを行いましょう。

・エコクッキングを心掛け、調理くずを減らしましょう。

事業者 ・飲食店等は、「たかさご食べきり運動」に協力しましょう。

施策3 コンポストの普及

市の役割	ごみ排出の抑制や減量化に繋がるコンポスト・ダンボールコンポストについて、各種団体の研修や出前講座において啓発を行うことにより、家庭で簡単にできる排出抑制や減量化の推進に取り組みます。
------	---



～市民・事業者の役割～

市民 ・コンポストを利用し、生ごみを堆肥化しましょう。

施策4 電動式生ごみ処理機購入費助成

市の役割

電動式生ごみ処理機購入助成金交付制度の周知を図り、生ごみの減量・リサイクルを推進します。



～市民・事業者の役割～

市民 ・電動式生ごみ処理機を利用し、生ごみの減量化を行いましょう。

施策5 マイバッグ等の推進

市の役割

レジ袋の削減は、ごみの減量化に繋がるとともに、焼却により発生する温室効果ガスの排出量削減に効果があるとされています。レジ袋を断り、マイバッグを使用することで環境負荷の低減に寄与します。

また、マイ箸、マイボトルの利用を推進し、使い捨ての削減を図ります。



～市民・事業者の役割～

市民 ・マイバッグを持参しましょう。

・使い捨て商品の使用を減らし、マイ箸、マイボトルを利用しましょう。

事業者 ・マイバッグ運動へ協力しましょう。



施策6 学校等公共施設の給食等残飯の堆肥化

市の役割

学校等公共施設から排出される給食等残飯については、1年間で約90t排出されています。この生ごみの堆肥化を検討します。

また、学校等公共施設においても「たかさご食べきり運動」を推進します。

施策7 事業者への啓発

市の役割

事業者に対し、事業活動に伴って生じた廃棄物は自ら処理することを基本に、「事業系ごみ処理マニュアル」に基づく排出の抑制や資源化に対する協力を依頼するとともに、展開検査等を実施し、事業系ごみの減量化に努めます。



～市民・事業者の役割～

事業者 ・紙ごみの削減やリサイクルを行いましょう。

・事業活動で用いる事務用品等を大切に使いましょう。

・小売店等は、過剰包装の抑制に努めましょう。

・産業廃棄物の適正処理と分別徹底を図りましょう。

(2) ごみの分別・資源化のための方策

「平成 42 年度においてリサイクル率 21%」の達成に向け、以下の施策に取り組みます。

施策 8 集団回収活動への支援

市の役割

資源ごみ集団回収運動奨励金交付制度を継続するとともに資源化の推進、市民に対するごみ減量化の促進や資源の有効活用の意識向上を図ります。



～市民・事業者の役割～

市民 ・集団回収に協力しましょう。



施策 9 紙類・布類の分別徹底

市の役割

本市では、紙類・布類の収集を平成 25 年 10 月から全地域で開始しました。雑がみリサイクル袋の無料配布等により、分別の徹底を推進します。



～市民・事業者の役割～

市民 ・紙類・布類の分別に協力しましょう。
・雑誌・雑がみはビニール、金属等を取り除いて出しましょう。



[雑がみリサイクル袋]

施策 10 事業者のごみ減量計画

市の役割

ごみの多量排出者の実態調査に努め、事業者に対し、製品の製造過程における資源の有効利用、包装の簡素化、商店の販売等における量り売りの積極的な実施、使い捨て容器の抑制等による廃棄物の抑制や減量に関する計画の作成を指導し、自らの責任において、ごみ排出の抑制や資源化に努めるよう求めます。



～市民・事業者の役割～

事業者 ・ごみ減量計画を作成し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。



施策 1 1 小型家電リサイクル制度導入の検討

市の役割	使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的として、平成 25 年 4 月 1 日に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されました。 本市においても、レアメタル等のリサイクル推進に向け、小型家電リサイクル制度導入を検討します。
------	--



～市民・事業者の役割～

市民

- ・小型家電リサイクル制度が導入されたときは、分別に協力しましょう。



施策 1 2 白色トレイなどの店頭回収等の促進

市の役割	白色トレイ（発泡トレイ）などについて、商品を購入した店が店頭回収を行っている場合は、その店の店頭回収へ出すよう協力を呼びかけています。対象品目や回収への出し方を周知し、再資源化が有効に行われるよう働きかけます。
------	---



～市民・事業者の役割～

市民

- ・白色トレイ等は購入したお店の店頭回収に出しましょう。
- ・店頭回収へ出すときは、適切にリサイクルされるよう、対象品目を確認し水ですすいで出しましょう。

事業者

- ・店頭回収へ協力しましょう。



[店頭での啓発]

施策 1 3 剪定枝等の再資源化の検討

市の役割	事業系ごみのうち自己搬入される剪定枝の再資源化を検討します。
------	--------------------------------



～市民・事業者の役割～

事業者

- ・剪定枝等の再資源化が実施されたときは、分別に協力しましょう。



施策 14 蛍光灯などの拠点回収の検討

市の役割

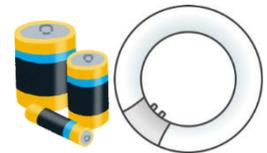
拠点回収の実施を検討します。検討する回収品目としては、「蛍光灯」、「水銀体温計」、「水銀血圧計」、「廃乾電池」（定期収集との併用）、「使い切りライター」及び「使用済み小型家電」の資源化を検討します。（合計：10 t / 年）



～市民・事業者の役割～

市民

・拠点回収が実施されたときは、分別に協力しましょう。



(3) その他の方策

施策 15 ごみ処理情報の公開

市の役割

市民のごみに対する認識を高め、ごみ減量化の実行に繋がるよう、市のホームページ等で、ごみの排出量、処分量、資源化量等について、速やかな情報公開に努めます。



施策 16 ごみ処理有料化の検討

市の役割

家庭ごみの有料化について、効果と課題、市民のニーズ、近隣市の状況、目標の達成状況等あらゆる側面を考慮しながら検討します。



9. 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口の実績を図7に示します。

本市における水洗化・生活雑排水処理率は増加しており、平成26年度において94.4%となっています。

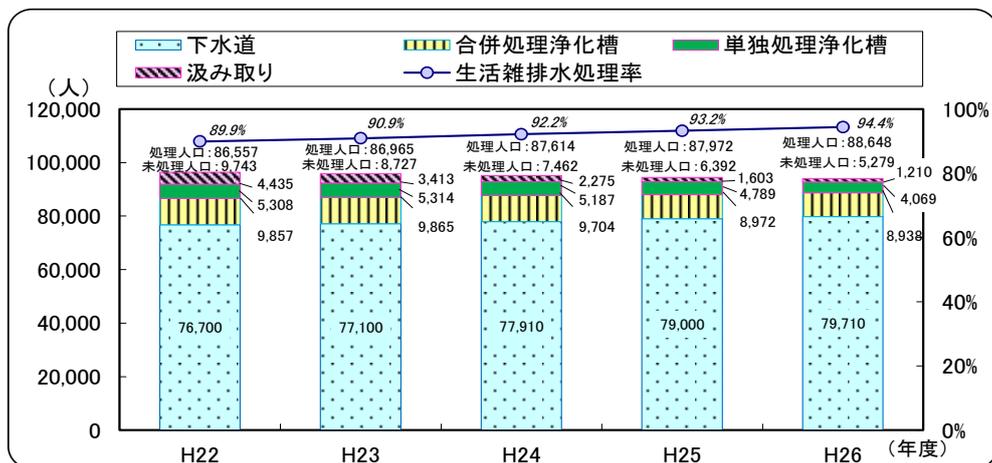


図7. 生活排水処理形態別人口の実績

10. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績

し尿・浄化槽汚泥収集量の実績を図8に示します。

し尿・浄化槽汚泥収集量の実績は、平成22年度と比較すると、平成26年度は約4,000kl減少しています。平成26年度は、総量11,538kl/年のうち、浄化槽汚泥量が6,683kl/年と約58%を占めています。

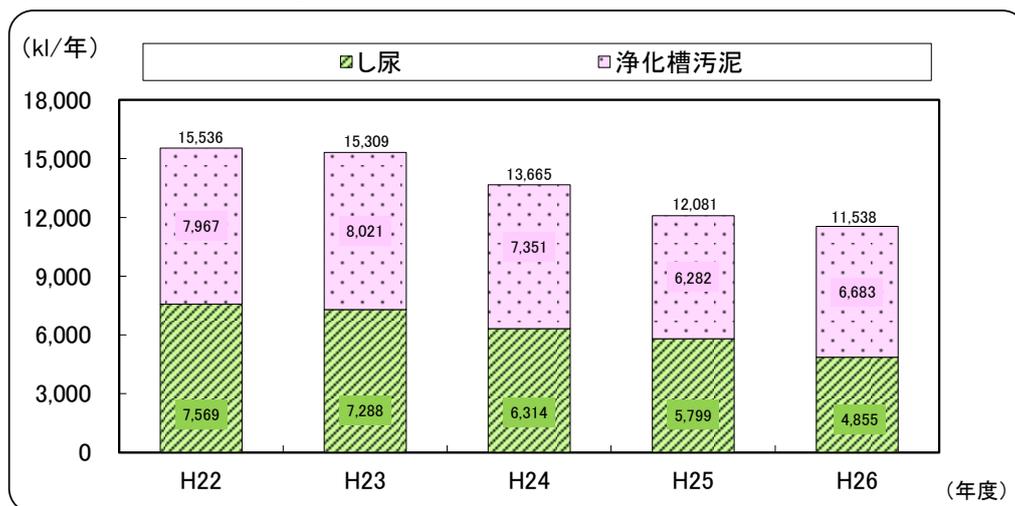


図8. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績

1 1. 生活排水処理基本計画

11.1. 基本理念

上位計画「第4次高砂市総合計画」では、下水道の整備を進めること、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域の浄化槽の設置を目標として掲げています。

本計画では、基本理念を以下のとおり定めます。

公共用水域の水質保全による快適な生活環境の確保

11.2 基本方針

上位計画「第4次高砂市総合計画」に基づき、本計画では、基本方針を以下のとおり定めます。

快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のため、下水道の整備を進めます。また、し尿収集体制を見直し、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営に努めます。

平成27年度に見直しを行っている、兵庫県生活排水対策等推進要綱に基づく生活排水処理計画により、生活排水処理を行い、水質環境の向上に努めます。

11.3. 水洗化・生活雑排水処理率の目標



水洗化・生活雑排水処理率について、中間目標年度に96.8%、最終目標年度に97.9%を達成することを目標とします。

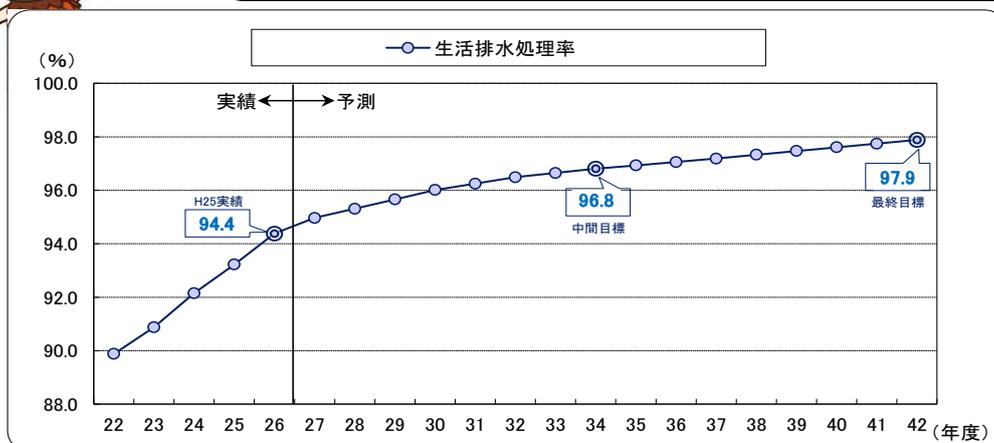


図9. 水洗化・生活雑排水処理率の目標

1 2. 市民に対する広報・啓発活動

活動1 環境学習の充実

市の役割

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

活動2 環境情報の提供

市の役割

ホームページ等により、生活排水対策についての情報提供に努めます。

活動3 浄化槽の維持管理

市の役割

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、ホームページ等により、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めます。



～市民・事業者の役割～

市民

- ・下水道が整備され、使用できるようになったら、すみやかに水洗化の工事を行きましょう
- ・浄化槽の適切な維持管理を行きましょう。
- ・家庭や事業所でできる生活排水対策に積極的に取り組みましょう。

